



一般社団法人
日本エステティック振興協議会

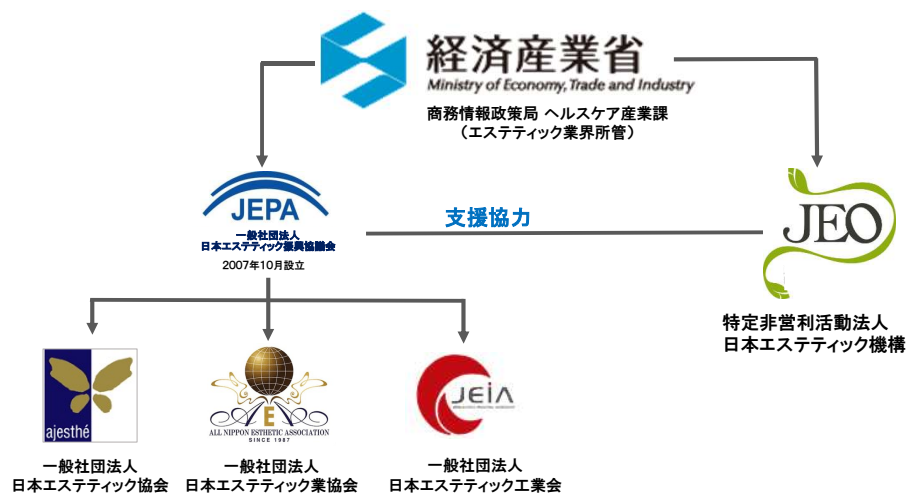
日本エステティック振興協議会 が推進する 美容ライト脱毛のあり方

一般社団法人
日本エステティック振興協議会
美容ライト脱毛委員会
委員長 浦 能 久

© YOSHIHISA URA

1

エステティック業界団体相関図(2013年1月23日現在)



© YOSHIHISA URA

2

日本エステティック振興協議会が 推進する美容ライト脱毛とは

1. 通知に抵触するような施術を行わないこと
2. 皮膚に負担を与えず毛の幹細胞を破壊しない範囲で行うこと
3. 一時的な除毛・減毛であること

以上を徹底すること



厚生労働省医政局医事課 通知 (平成13年11月8日 医政医発第105号)

脱毛行為等に対する医師法の適用

以下に示す行為は、医師が行うのでなければ保健衛生上、
危害の生じるおそれのある行為であり、医師免許を有しない
者が業として行えば医師法第17条に違反すること

用いる機器が医療用であるか否かを問わず、
レーザー光線又はその他の強力なエネルギー
を有する光線を毛根部に照射し、

毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為

日本エステティック振興協議会の
「美容ライト脱毛」は、医師法違反ではない

- ・厚労省通知に抵触しない
- ・皮膚に負担を与えない
- ・除毛・減毛である

医師の行う脱毛とエステティックサロンで行う
「美容ライト脱毛」は異なるものである。

美容ライト脱毛の安全性確保

①施術の安全性

②機器の安全性

美容ライト脱毛の安全性確保

①施術の安全性

「安全に技術を提供」し、

「皮膚トラブルを起こさない」

十分な教育を受け、知識・技術
を持った**エステティシャン**
(**主任技術者**)が行う



「認定美容ライト脱毛エステティシャン」 養成制度

STEP-1 (実施中)

美容ライト脱毛安全講習会

合否判定試験に合格 ⇒ 合格証付与

STEP-2 (実施中)

認定美容ライト脱毛技術者講習会

合否判定試験の合格 ⇒

合格証及びIDカードを付与



美容ライト脱毛安全講習会 合格証



© YOSHIHISA URA

認定美容ライト脱毛 技術者講習会合格証



IDカード

© YOSHIHISA URA

10

「認定 美容ライト脱毛主任技術者」資格 取得制度(登録申請予定)

STEP-3

認定美容ライト脱毛技術者講習会
合否判定試験の合格



日本エステティック試験センター
センター筆記試験を受験し、合格する



認定美容ライト脱毛主任技術者登録申請



「認定美容ライト脱毛主任技術者」
としてディプロマを付与

認定美容ライト脱毛 主任技術者資格取得証 (ディプロマ)



「認定美容ライト脱毛エステティシャン」 資格取得制度(登録申請)

STEP-4 (登録申請受付中)

次の認定エステティシャン
以上の資格を持っている方

- 日本エステティック協会
- 日本エステティック業協会

左の資格を持っていない方

日本エステティック
試験センター
筆記と実技試験を受験し合格

エステティック専門学校
300時間以上の
コースを履修する

登録申請団体へ申請

日本エステティック協会
日本エステティック業協会他の
認定エステティシャン以上の資格取得

認定美容ライト脱毛エステティシャン登録申請

「認定美容ライト脱毛エステティシャン」
としてディプロマを付与

認定美容ライト脱毛 エステティシャン資格取得証 (ディプロマ)



安全に施術を提供することが最も大切



このような条件に合致した施術を提供していても
万一、**やけど等の皮膚傷害や契約等**でお客様と
の間にトラブルを引き起こし、スムーズに解決が
出来なかった場合には

**医師法違反
業務上過失傷害
特定商取引法違反**

で訴えられることがあり得ることを充分認識し
ておかなければならない。

美容ライト機器の安全性確保

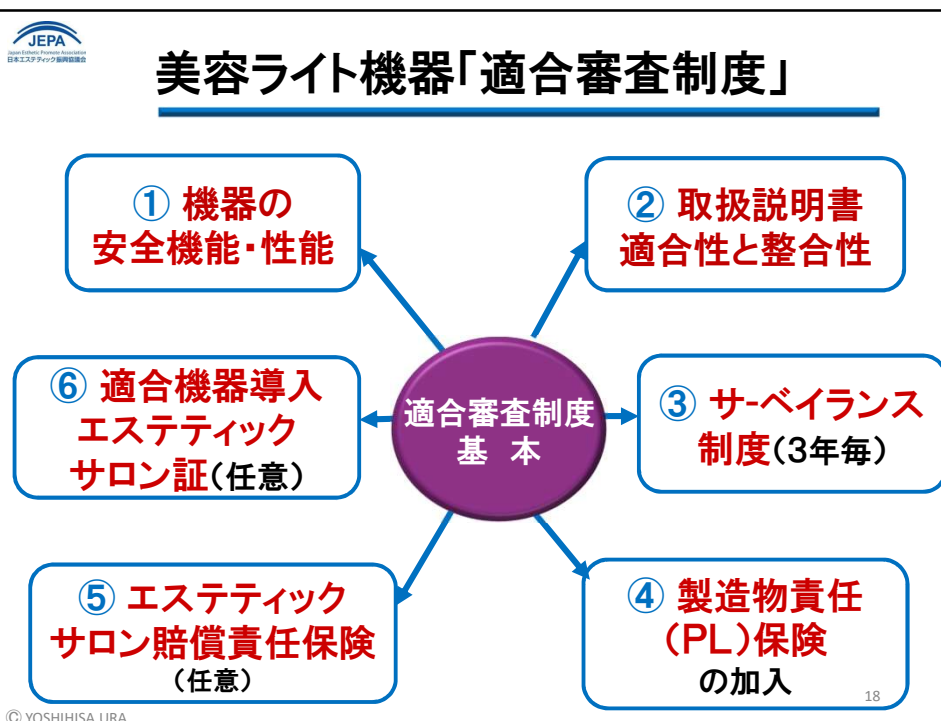
②機器の安全性

安全性が確保された機器を使用すること



**美容ライト機器適合審査制度の
審査に合格した機器**

美容ライト機器 適合審査制度とは



美容ライト機器「適合審査制度」の 審査項目

① 機器の安全機能・性能の確立



1 性能試験審査

2 安全機能審査

3 光測定審査

4 電気安全試験審査

美容ライト機器「適合審査制度」の 審査事項

1 性能試験審査

① 環境試験

1)気候条件(温度・湿度) 2)振動・衝撃 3)傾斜

② 電源試験

・±10%の電圧変動で性能が安定している

③ 機器冷却装置の確認

・機器の温度上昇を制御する

美容ライト機器「適合審査制度」の 審査事項

2 安全機能審査

- | | |
|--------------|-----------------|
| ①機器の安全管理 | ・キースイッチ |
| ②照射安全方式 | ・ダブルアクション制御確認 |
| ③緊急停止装置 | ・緊急時の動作停止機能確認 |
| ④肌冷却方式の確認 | ・冷却装置
・保冷剤 |
| ⑤ハンドピースの仕様確認 | ・複数のハンドピースの制限確認 |

美容ライト機器「適合審査制度」の 審査事項

3 光測定審査

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ①最大フルエンス | ・15J/㎡以下であること |
| ②照射間隔 | ・最低0.5秒以上(重ね打ち防止) |
| ③光照射出力の精度 | ・最大フルエンスの±20%以内
であること |
| ④フィルター波長 | ・380nm以下の波長をカット |
| ⑤最大照射数 | ・最大照射数を超えての照射制限
使用照射数の確認 |

美容ライト機器「適合審査制度」の 審査事項

4 電気安全試験審査

- | | |
|----------------------|---------------|
| ①漏えい電流測定審査 | ・電気用品安全法を適用 |
| ②絶縁耐力測定審査 | ・電気用品安全法を適用 |
| ③静電気放電
イミュニティ測定審査 | ・JISの試験レベルを適用 |
| ④サージイミュニティ審査 | ・JISの試験レベルを適用 |

美容ライト機器「適合審査制度」の 審査事項

② 取扱説明書適合性と整合性

取扱説明書審査

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 取扱説明書の表示に関する事項 | 9. トラブル シューティングに関する事項 |
| 2. 安全上の注意に関する事項 | 10. アフターサービスに関する事項 |
| 3. 各部名称と数量に関する事項 | 11. 定格・仕様に関する事項 |
| 4. 製品の特長と概要に関する事項 | 12. 製造販売・輸入事業者に関する事項 |
| 5. 使用方法に関する事項 | 13. 廃棄・回収に関する事項 |
| 6. 日常点検に関する事項 | 14. 管理番号に関する事項 |
| 7. 長期間使用しない場合の事項 | 15. 用語の解説に関する事項 |
| 8. 保守点検に関する事項 | 16. 禁止表示・表現に関する事項 |

①取扱説明書に関する重要事項

- ① 誇張・架空・虚偽の表記はしない(景品表示法に準じる)
- ② 文章は、簡潔にする
- ③ 専門用語を使用する場合は、解説を付記する
- ④ 文字の大きさは、**最低10ポイント以上**で作成する
- ⑤ 外国語を用いる場合、必ず**ルビ**(フリガナ)をふる

エステティック エルシーディ オン - オフ
ESTHETIC LCD ON-OFF

- ⑥ 安全上の説明に関する危険・警告・注意の順番に表示を正しく記載



危険・警告



禁止



指示

⑧保守・メンテナンスに関する重要事項

- ①修理等のメンテナンスは製造販売事業者とする。
なお、修理等で機器を引取る場合、その代替機も**適合機器**でなければならない。
- ②機器の消耗品及び部品(**ランプ、フィルター等**)も**正規品(製造販売事業者指定品)**を使用しなければならない。

上記項目を遵守しない場合、エステティックサロン認証や**機器認証の取消し処分**に科せられる。

美容ライト機器「適合審査制度」の 審査事項

③サーベイランス制度の確立(3年毎)

サーベイランス審査

美容ライト機器の適合証明を受けた製品において当初の申請どおり、継続して製品が製造されていることを確認する審査で、適合証明を取得した日から起算して

3年毎にサーベイランス審査を行う

美容ライト脱毛適合審査合格機器製造事業者

(株) 新日本科学製作所

滝川(株)

(株) リッシュプラス

伊藤超短波(株)

(株) スカンジナビアサービス

(株) モアシステム

(株) トマトInc

エターナル(株)

(株) コンフォートジャパン

9社 32機種
2016年10月18日現在

適合証明された美容ライト機器 製造物責任保険の概要

美容ライト機器適合審査合格機器には 適合シールが貼られています



適合シール
(3D加工処理)
大きさ:
55×91mm

**適合美容ライト機器をご購入になりましたら
このシールが貼り付けられていることを
確認してください**

④ PL保険制度の概要

日本エステティック振興協議会の
「美容ライト機器適合審査制度」で
適合証明された機器は、

製造物責任が発生した場合の賠償責任を担保します。
(PL保険は、自動加入です。)

保険期間 3年

※加入者は、製造業者

PL保険の担保内容

- ① 生産物賠償としてのお客さまの**治療費**等
生産物自体損壊特約としての機器の
修理代
- ② 生産物の賠償としてサロンの**復旧費**
- ③ 単独財産権侵害特約として1日分の
休業補償

PL保険加入手続き(サロン様)

付保証明書発行依頼書

メ ー カ ー 及 び 販 売 会 社 記 入 欄	住所	
	会社名	
	担当者名	
	担当者 e-mail	
	電話番号	
	FAX 番号	
	製品名	
サ ロ ン 記 入 欄	型式番号	
	製造番号	
	適合証明番号	
サ ロ ン 記 入 欄	住所	
	サロン名	
	担当者名	
	担当者 e-mail	
	電話番号	
	FAX 番号	
補償開始日 (西暦)		年 月 日

株式会社エヌシーアイに、このハガキが届きましたら FAX または e-mail にてお知らせいたします。

■お問い合わせ先■

株式会社 エヌシーアイ
〒157-0017 東京都世田谷区世田谷 3-3-3 グランドステータス世田谷2階
TEL: 03-3426-7757 FAX: 03-3426-9779 E-mail: info@n-c-ai.co.jp

- ① メーカー及び販売会社よりお渡しする
ハガキ(付保証明書発行依頼書)の
「サロン記入欄」に必要事項を記入



- ② 保険取扱代理店へ郵送
- ③ 保険取扱代理店より**ハガキ**到着の
お知らせ

保険期間 3年



一般社団法人
日本エステティック振興協議会

エステティックサロン 賠償責任保険について

⑤ エステティックサロン賠償責任保険(任意)

日本エステティック振興協議会の構成団体に加盟する
エステティックサロン専用団体保険で、
美容ライト脱毛トリートメントを担保補償

保険対象

エステティックサロンの営業中に提供するサービスに
起因する損害を担保。

- ① 美容ライト脱毛
- ② その他 フェイシャルケア、ボディケア、ネイルケア、
メイクアップ、痩身

*** 保険法により資格者以外は説明ができません！**
詳細はパンフレットをご覧の上保険会社へ
お問い合わせください

⑥ 適合機器導入エステティックサロン証(任意)



適合証明された美容ライト機器
を使用しているエステティック
サロンであることを示し、且つ
消費者がこれを確認できることを
目的に制定。